

知っておきたい！ 自転車などの違反行為と反則金の例

他の違反行為は
はこちらからご
確認ください。



警察庁ホームページ

| 反則行為 | 反則金 | 反則行為 | 反則金 |
|---------------------------------|--------------------|-------------------------|--------|
| 放置駐車違反 ※駐車場所によって反則金が異なります | 9,000円～ 12,000円 | 車間距離不保持 | 5,000円 |
| 速度超過 ※超過速度によって反則金が異なります | 6,000円～ 12,000円 | 無灯火 | |
| 駐停車違反 ※駐停車場所によって反則金が異なります | 6,000円～ 9,000円 | 傘差し運転 | |
| 横断歩行者等妨害 | 6,000円 | 歩行者用道路徐行違反 | |
| 信号無視 | | 急ブレーキ禁止違反 | |
| 車に追い越される際に車道の左側に寄らない | 5,000円 | 泥はね運転 | 3,000円 |
| 交差点安全進行義務違反 (一番左の車線の左端以外を通行) | | 並進 | |
| 緊急車両の進路妨害 | | 警音器使用制限違反 | |
| ブレーキやタイヤの整備不良 | | 軽車両乗車積載制限違反 (2人乗りなど) | |

守ろう！自転車安全利用五則！

- 01 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 02 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 03 夜間はライトを点灯
- 04 飲酒運転は禁止
- 05 ヘルメットを着用

自転車用ヘルメット 購入費補助事業

ヘルメットを着用することで交通事故の際の致死率が約半分になります。
市では令和5年から3,000円以上の補助対象ヘルメットの購入に対し**2,000円の補助(行田商店共通商品券)**をしています。



市ホームページ

▶問い合わせ 交通政策課(内線284)

入っていますか？ 自転車保険

埼玉県では自転車を運転する際には**自転車損害保険**などへの加入が義務となっています。
万が一、自転車による事故を起こしてしまった場合、被害にあった人の損害を補償するためにも加入しましょう。



市ホームページ

青切符の対象になる自転車の反則行為！

ここでは、一部の反則行為を紹介します。

※写真は児童交通公園で撮影しました

！ ながらスマホ



反則金 **12,000円**

運転中、スマートフォンなどを手に持って通話したり画面を見続けたりしてはいけません。手で持っている時点で違反となります。

自転車に取り付けてある スマートフォンを確認するのはいいの？

自転車に取り付けてあってもスマートフォンを注視することは道路交
通法により禁止されてい
ます。

これに違反して、実際に交通の危険を生じさせたときは**赤切符(刑事手続)**の対象となります。

スマートフォンは**安全な場所に停止してから**使用するようにしましょう。



！ 右側通行



反則金 **6,000円**

自転車は車と同じ左側通行です。道路の左端に寄って通行しなければなりません。

！ ヘッドホン・イヤホンの着用



反則金 **5,000円**

安全な運転に必要な周囲の音や声が聞こえないような状態で運転してはいけません。

！ 一時不停止



反則金 **5,000円**

「止まれ」の標識がある交差点では必ず一時停止して、安全を確かめてから通行しなければなりません。

！ 遮断踏切への立ち入り



反則金 **7,000円**

警報機が鳴り始めた踏切へは遮断機が下りていなくても侵入してはいけません。